

エコフィード緊急増産対策事業費補助金交付要綱

平成 20 年 4 月 1 日付け 19 生畜第 2397 号
農林水産事務次官依命通知

改正 平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2460 号

第 1 趣旨

農林水産大臣は、エコフィード緊急増産対策事業実施要綱(平成 20 年 4 月 1 日付け 19 生畜第 2395 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。) 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。) 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号) 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号) 及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件(平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第 2 交付対象及び補助率

補助金の交付の対象とする経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

第 3 補助金の交付の申請

- 1 適正化法第 5 条、適正化法施行令第 3 条及び規則第 2 条の規定に基づく申請書の様式は別紙様式第 1 号のとおりとする。
- 2 前項の申請書は、農林水産大臣(ただし、実施要綱別表 1 の 1 から 4 までの事業にあっては、事業実施主体の所在地を管轄する地方農政事務所を經由して(地方農政事務所が存在しない府県にあっては直接) 地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。)以下「農林水産大臣等」という。)に正副 2 部を提出しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1 の申請書を提出するに当たって、事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに

係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

第 4 交付の申請書類

規則第 2 条の規定による申請書の提出は、農林水産大臣等が別に定める日までに行うものとする。

第 5 補助金の経費の配分の変更等

- 1 事業実施主体は、規則第 3 条第 1 号の規定に基づき農林水産大臣等の承認を受けようとする場合には、別紙様式第 2 号により補助金変更（中止又は廃止）交付申請書正副 2 部を農林水産大臣等に提出しなければならない。
- 2 規則第 3 条第 1 号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第 6 補助事業の遂行

事業実施主体は、規則第 3 条第 2 号の規定に基づき農林水産大臣等の指示を求める場合には、事業（本補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類正副 2 部を農林水産大臣等に提出しなければならない。

第 7 概算払の請求及び状況報告

- 1 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別紙様式第 3 号による概算払請求書正副 2 部を農林水産大臣等に提出しなければならない。
- 2 適正化法第 1 2 条の規定に基づく報告は、補助金の交付のあった年度の 1 2 月 3 1 日現在において別記様式第 4 号により補助金遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 3 1 日までに正副 2 部を農林水産大臣等に提出するものとする。ただし、1 の概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。
- 3 農林水産大臣等は、前項に定める時期のほか、事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

第 8 実績報告書の提出

- 1 規則第 6 条第 1 項に規定する実績報告書の様式は、別紙様式第 5 号のとおりとし、農林水産大臣等に正副 2 部提出しなければならない。

- 2 第3の2ただし書により交付の申請をした事業実施主体の長は、1の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 第3の2ただし書により交付の申請をした事業実施主体の長は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を別紙様式第6号により速やかに農林水産大臣等に報告するとともに、農林水産大臣等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第9 補助金に係る経理

規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

第10 その他

補助事業者等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人である場合には、別紙様式第7号によりこの補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月10日までに農林水産大臣に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

なお、施行日前に受理された事業実施計画等については、従前の例による。

別表（第2関係）

| 区 分 | 経 費 | 補助率 | 重要な変更 | |
|----------------|--|--|---|--|
| | | | 経費の配分 の変更 | 事業の内容 の変更 |
| エコフィード緊急増産対策事業 | 1 地域資源活用型 エコフィード増産 推進事業 (1) 地域未利用資源の 利用促進 (2) 食品残さ等の 利用拡大促進 (3) 飼料作物の生 産・利用拡大促進 (4) 地域飼料資源 利用体制の整備支援 | 定額 定額 定額 当該事業に 要する経費 の1/2以 内 | 経費欄に掲 げる経費の相 互間における 流用 30%を超 える事業費の 増減 国庫補助金 の増 | 1 事業の新 設又は廃止 2 事業実施 主体の変更 |
| | 2 流通飼料型エコ フィード生産・利 用拡大支援事業 (1) エコフィード の生産・利用の 拡大 (2) エコフィード 原料集荷体制の整備 | 定額 当該事業に 要する経費 の1/2以 内(初年度 に限る。) | | |
| | 3 マッチング・シ ステム構築事業 | 定額 | | |
| | 4 地域未活用資源 飼料化確立支援事 業 | 定額 | | |

| | | | | |
|--|--------------------------------|----|--|--|
| | 5 エコフィールド利 用畜産物認証制度 構築事業 | 定額 | | |
|--|--------------------------------|----|--|--|

平成 年度エコフィード緊急増産対策事業費補助金交付申請書

番 年 月 号 日

農林水産大臣 殿

実施要綱別表1の1から4までの事業にあつては、事業実施主体の所在地を管轄する地方農政事務所を経由して（地方農政事務所が存在しない府県にあつては直接）、地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）。

住所
事業実施主体名称
代表者氏名

印

平成 年度において、下記のとおりエコフィード緊急増産対策事業を実施したいので、エコフィード緊急増産対策事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日付け19生畜第2397号農林水産事務次官依命通知）第3の1の規定により、エコフィード緊急増産対策事業費補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

| 区 分 | 総事業費 | 補助事業に 要する経費 (a)+(b) | 負担区分 | | 備 考 |
|---|------|---------------------------|--------------|---------------|-----|
| | | | 国庫補助金 (a) | 地域協議会費 (b) | |
| エコフィード緊急増産対策事業費補助金 1 地域資源活用型エコフィード増産推進事業 | 円 | 円 | 円 | 円 | |

| | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|
| (1) 地域未利用資源の利用促進 (2) 食品残さ等の利用拡大促進 (3) 飼料作物の生産・利用拡大促進 (4) 地域飼料資源利用体制の整備支援 2 流通飼料型エコフィード生産・利用拡大支援事業 (1) エコフィードの生産・利用の拡大 (2) エコフィード原料集荷体制の整備 3 マッチング・システム構築事業 4 地域未活用資源飼料化確立支援事業 5 エコフィード利用畜産物認証制度構築事 | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

4 事業完了予定 年 月 日

5 収支予算
(1) 収支の部

| 区 分 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較増減額 | | 備 考 |
|----------------|------------|------------|-------|---|-----|
| | | | 増 | 減 | |
| 1 補助金 2 その他 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 合 計 | | | | | |

(2) 支出の部

| 区 分 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較増減額 | | 備 考 |
|---|------------|------------|-------|---|-----|
| | | | 増 | 減 | |
| エコフィード緊急増産対策事業費補助金 1 地域資源活用型エコフィード増産推進事業 | 円 | 円 | 円 | 円 | |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| (1) 地域未利用資源の利用促進 (2) 食品残さ等の利用拡大促進 (3) 飼料作物の生産・利用拡大促進 (4) 地域飼料資源利用体制の整備支援 2 流通飼料型エコフィード生産・利用拡大支援事業 (1) エコフィードの生産・利用の拡大 (2) エコフィード原料集荷体制の整備 3 マッチング・システム構築事業 4 地域未活用資源飼料化確立支援事業 5 エコフィード利用畜産物認証制度構築事業 | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

- 6 添付資料
組織の定款・規約等
その他（別途生産局長が指示する資料）

別紙様式第 2 号

平成 年度エコフィールド緊急増産対策事業費補助金変更（中止又は廃止）交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

実施要綱別表 1 の 1 から 4 までの事業にあつては、事業実施主体の所在地を管轄する地方農政事務所を經由して（地方農政事務所が存在しない府県にあつては直接）、地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）。

住所

事業実施主体名称

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあつた事業について、下記のとおり変更したいので、エコフィールド緊急増産対策事業費補助金交付要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 生畜第 2397 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 1 の規定に基づき、申請する。

記

注 1：記の記載様式は、別紙様式第 1 号に準ずること。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更（中止又は廃止）理由」に読み替え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更（中止又は廃止）前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略することができる。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したのから変更があつたものに限り添付すること。

別紙様式第3号

平成 年度エコフィールド緊急増産対策事業費補助金概算払請求書

年 月 日

農林水産大臣 殿

実施要綱別表1の1から4までの事業にあつては、事業実施主体の所在地を管轄する地方農政事務所を經由して（地方農政事務所が存在しない府県にあつては直接）、地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）。

（官署支出官農林水産省大臣官房経理課長 殿）

実施要綱別表1の1から4までの事業にあつては、事業実施主体の所在地を管轄する地方農政事務所を經由して（地方農政事務所が存在しない府県にあつては直接）、官署支出官農政局総務部長（北海道にあつては北海道農政事務所総務管理官、沖縄県にあつては官署支出官内閣府沖縄総合事務局長）。

住所
事業実施主体名称
代表者氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあつた事業について、エコフィールド緊急増産対策事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日付け19生畜第2397号農林水産事務次官依命通知）第7の1の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

| 区分 | 補助事業の 経費 (円) | 国庫補助 金 (円) | 既受領額 | | 今回請求額 | | 残額 | | 事業完了 日 年月 | 備考 |
|----|--------------------|------------------|-----------|------------|-----------|---|-----------|---|-----------------|----|
| | | | 金額 (円) | 出来高 (%) | 金額 (円) | 月の で 来高 の 予 定 出 ま 出 | 金額 (円) | 月の で 来高 の 予 定 出 ま 出 | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |

注： 「区分」の欄には、別紙様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別紙様式第4号

平成 年度エコフィード緊急増産対策事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

実施要綱別表1の1から4までの事業にあっては、事業実施主体の所在地を管轄する地方農政事務所を経由して（地方農政事務所が存在しない府県にあっては直接）、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）。

住所

事業実施主体名称

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、エコフィード緊急増産対策事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日付け19生畜第2397号農林水産事務次官依命通知）第7の2の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

| 区分 | 総事業費 | 事業の遂行状況 | | | | 備考 |
|----|------|-----------------|-------|---------------|-------|----|
| | | 12月31日までに完了したもの | | 1月1日以降に実施するもの | | |
| | | 事業費 | 出来高比率 | 事業費 | 出来高比率 | |
| | 円 | 円 | % | 円 | % | |

注：「区分」の欄には、別紙様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

平成 年度エコフィールド緊急増産対策事業費補助金実績報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

実施要綱別表1の1から4までの事業にあっては、事業実施主体の所在地を管轄する地方農政事務所を経由して（地方農政事務所が存在しない府県にあっては直接）、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）。

住所

事業実施主体名称

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、エコフィールド緊急増産対策事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日付け19生畜第2397号農林水産事務次官依命通知）第8の1の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額としてエコフィールド緊急増産対策事業費補助金 円の交付を請求する。

記

注1： 記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずること。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2： 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

また、交付金及び補助金交付申請書又は変更交付申請書に添付したのから変更があった場合、変更内容を添付すること。

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

実施要綱別表 1 の 1 から 4 までの事業にあつては、事業実施主体の所在地を管轄する地方農政事務所を經由して（地方農政事務所が存在しない府県にあつては直接）、地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）。

住所
事業実施主体名称
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあつたエコフィード緊急増産対策事業費補助金について、エコフィード緊急増産対策事業費補助金交付要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 生畜第 2397 号農林水産事務次官依命通知）第 8 の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額
金 円
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還額相当額 (3 - 2)
金 円

注：事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

| | | |
|---|---------|--------|
| | | 千円 |
| | | 千円 |
| | | 千円 |
| | 合 計 | 千円 |
| 8 | 再補助等の割合 | %(B/A) |

(注)

1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(貸借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、当該法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うものとする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2) (1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1)以外の支出」に該当しない場合もある。

< 「(2) (1)以外の支出」の具体例 >

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、通訳料

3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。

4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。